

深川市農業委員会総会議事録  
( 第 1 回 )

平成31年4月26日

開会 9時57分

閉会 10時33分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透		○

## 第1回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 平成31年4月26日（金）9時57分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                  |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外25名             |
| 4 説明員  | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事 |
| 5 書記   | 田所主事                     |

矢櫃局長

開会宣言（9時57分）

只今から、平成31年度第1回深川市農業委員会総会を開催致します。昨日、曾我部委員より欠席の届出がありましたので、ご報告致します。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

皆さん、おはようございます。水稻の播種作業も大体終了し、育苗ハウスも青くなってきました。耕耘作業も始まって、春本番という感じですが、少し天候も足踏みしているようです。さて、中間管理機構の5年後見直しにおいて、事務手続きの簡略化、農地保有合理化事業での2000万円の税控除が決定しました。運用に関してはこれから詰めていくようです。また、昨日の常設審議会において、令和2年度予算に関する要望書について話し合いがあり、道内各地区からの要望について協議し、5月の全国会長大会の際に国会議員の方々へ要請していく予定です。今日は農政課から農業情勢報告がございます。その中で深川市の農業関係予算について、説明して頂く予定となっております。深川市の予算に関しましても、国と同様をお願いしなければならないと考えております。

それでは総会に入ります。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。17番 岡田会長職務代理者、18番 伊藤委員を指名します。

菊入会長  
矢櫃局長

日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告を局長より報告します。

この度、深川市経済・地域振興部農政課から平成31年度深川市農業関係予算概要及び深川市有害鳥獣処理施設の概要についての資料が送付されましたので、その資料の配付をもちまして農業行政報告にかえさせていただきます。ここで暫時、休憩します。農業委員協議会に入ります。

（協議会 10時01分から10時18分まで）

菊入会長

総会を再開します。

（2）農業委員会業務報告を局長より報告します。

矢櫃局長

それでは私から3月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、報告致します。3月25日、平成30年度第12回農業委員会総会をこの場で開催しております。27日、空知総合振興局産業振興部農務課から担当の主査が来庁し、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲」に関する意向確認調査があり、私ほかに対応したところで。なお、この権限移譲について、現時点で、当農業委員会では移譲困難との返事しております。4月に入りまして、3日、北空知農業後継者育成支援協議会通常総会をきたそらち農協本所で開催し、終了後は引き続き平成31年度の北育ち元気塾開講式が開催され、私が出席しております。4日、農業者年金受給者の会研修会が深川市中央公民館で開催され、事務局として私が参加しております。9日、空知農業委員会連合会の監査、役員会、通常総会が、岩見沢市で開催され、会長が連合会の会長であり、私と主幹もその連合会の

	<p>事務局ということで出席しております。また、総会終了後、北海道農業会議主催による地区別の農業委員会会長・事務局長会議が開催され、会長と私と主幹が引き続き参加しております。22日、深川市平和運動推進協議会総会がデ・アイ研修室で開催され、私が出席しております。同日、深川市技術支援推進協議会定期総会が日の出会館で開催され、会長が出席しております。北海道農業会議平成31年度の第1回常設審議委員会が札幌市で開催され、会長が委員として出席しております。26日、本日この総会前に、農民特別委員会を開催しております。以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして、業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第3、委員会報告に入ります。</p> <p>(1) 農民特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願います。</p>
池田委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>日程第4、報告に入ります。</p>
畑山主査	<p>はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明します。</p> <p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告致します。今月は1件で、番号1番は賃貸に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、31年4月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第1号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告どおり承認します。</p> <p>続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明します。</p>
河崎主任	<p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定及び農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出致しましたのでご報告致します。今月は5件で、1番、2番、5番が旧法分、3番、4番が新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第2号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告どおり承認します。</p> <p>続いて、報告第3号現況証明書の交付について、事務局より説明します。</p>
田所主事	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認の上、交付をしましたので報告致します。今月は1件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更の為です。番号1番は平成30年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2-(1)-カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「山林」として交付しております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第3号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第3号を報告どおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p>
畑山主査	<p>はじめに、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願い致します。今月は19件で、番号1番から17番までが賃貸借の案件、18番、19番が売買の案件でございます。番号1番は契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸付けるもので、期間は5年間です。2番から17番は農地売買等支援事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は全て5年間です。18番以降は売買の案件です。番号18番、19番は農地売買等支援事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るものです。この内18番が早期売渡で、19番は通常の売渡です。資金対応は18番、19番ともにL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明します。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願い致します。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請地は、農振農用地区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。申請理由としては、農業用施設及び作業置場、通路等を設置するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転、設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願い致します。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で議事は全て終わりましたので深川市農業委員会総会を終了します。  (総会終了 10時33分)